ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会第1回会合(議事要旨) 2019年4月24日(水)10時00分~12時00分

## 於経済産業省別館312各省庁共用会議室(別館3階)

### 1. 開会挨拶

(外務省)

昨年来、ステークホルダーと関係府省庁の意見交換会を開催し、また、ベースラインスタディ報告書の作成と意見公募の実施を行ってきた。これらを踏まえ、今般、ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会を開催し、ビジネスと人権に関する我が国の行動計画(以下、「我が国の行動計画」という。)を策定していく。

#### 2. ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会の進め方等について

3. 質疑応答

(1)ビジネスと人権に関する行動計画策定のとりまとめの外務省から、本作業部会の 進め方等について報告があり、作業部会構成員から質問及び意見等が寄せられた。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- 今後の作業部会において、その議題に応じて、人権侵害を受けるリスクのある当事者団体、当事者を直接サポートするような支援団体等を参考人として招致し、 意見を聴取することを検討頂きたい。
- (外務省)
- ご意見として承る。一方で、ヒアリングについては、既にベースラインスタディ意見 交換会や意見公募等を通じて行ってきたところ、今回の作業部会は、実際に我が 国の行動計画を作成することが目的であり、意見公募等で寄せられた意見を踏ま え、議論していく場という位置付けである。その上で、特定の団体の参加を得るか どうかは、行動計画の作成過程における具体的な内容の議論とともに検討する。

(松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)

・ 昨年の意見交換会のプロセスでは、幅広く意見聴取することが十分ではなかった。 (外務省)

 ご意見として承る。他方で、意見交換会のみならず、広く国民の皆様から意見を 募る手続を経たところ、意見公募以外に別途個別の意見を募ることは公平性の 観点から問題があると考える。その上でも、これまでに聴取した意見が十分かと いう指摘はあるかもしれないが、意見公募については、我が国の行動計画第1次 案の公表の際に再度実施することを検討している。

(2)我が国の行動計画の策定に向け、行動計画に盛り込むべき優先分野を特定して

いく上で,広く意見を募ることを目的とし実施した意見公募で寄せられた主な意見に ついて,外務省から報告があり,作業部会構成員から質問及び意見等が寄せられた。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

・ 意見公募結果は、全体像が分かる整理が必要と考える。

(長谷川知子 (一社)日本経済団体連合会 SDGs 本部長)

・ 同意見が複数ある分野は、関心が高いと推察できる。全体像は共有頂きたい。 (外務省)

・ 横断的な話もあるため, 整理の仕方は検討したい。

(3)ビジネスと人権に関する行動計画の策定に向けて,「ビジネスと人権」の分野に おける主な課題, 行動計画における全体的な優先分野等について, 外務省から説明 があり, 作業部会構成員から質問及び意見等が寄せられた。

(外務省)

- 国民,企業,消費者を含む社会全体におけるビジネスと人権に対する意識に関し、各種アンケート調査結果等を踏まえ、ビジネスと人権という分野がそもそも認識されていない現状をスタートラインとして捉えている。
- サプライチェーンにおける取組について、国内においては、国内法令遵守が前提となるが、国外において、各国法規の遵守が前提となりつつも、企業の自主的な取組をどのように進めていくべきかが課題。
- 救済メカニズムについて、国境を越えるケースや既存の救済枠組みに当てはめることのできないケースに対し、どのように対処していくべきかという点が課題。

(高橋大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会幹事)

- 行動計画の目的は、ビジネスに関する取組への政府の期待の明確化にあること から、ビジネスと人権に関する意識の醸成の対象について、企業と国民全体は 分けて検討頂きたい。
- サプライチェーンに関しては、国外も含むという点を明示すべきではないか。サプ ライチェーンというと製造業がメインとなるため、全業種に関連があるという点を 明確にするため、バリューチェーン又はインベストメントチェーンも明記すべき。
- 行動計画に盛り込むべき主な行動について、社会的に脆弱な人々への配慮の観 点から、女性、障害者、LGBT、外国人その他少数者の権利の尊重及び外国人 労働者(技能実習生を含む)への人権問題への対応の論点を追加すべき。社会 全体の理解促進と意識向上の観点から「人権教育」の論点も追加を検討すべき。
   企業に関する行動の検討にあたっては、「人権デュー・ディリジェンスの促進」の 達成のための手段として「中小企業の支援」「サプライチェーンにおける取組」「情

報開示の促進」「ESG 投資」の追加を検討頂きたい。「企業とステークホルダーの 対話の促進」についても、日本企業及びステークホルダー双方における重要な課 題であり、追加を検討頂きたい。

- 政策の一貫性という観点から、女性、障害者等他のフォーラムで議論されている テーマについても、指導原則との間でギャップが存在しないかを検討し、他のフォ ーラムとの間で共有していくことが重要。
- 女性,障害者,LGBT,外国人等とビジネスとの関わりについては,調達・投資・
   流通の局面等問題となる場面は存在する。
- 情報開示や ESG 投資等の分野も他のフォーラムで議論されているかもしれないが、ESG の「S」の要素をどのように効果的に開示できるか、人権がどのように企業価値と関係するか等より具体的な議論・検討を行うことは有益。企業の透明性の確保は、人権デュー・ディリジェンスの重要な要素であるため、検討頂きたい。
- 国連ビジネスと人権作業部会「ビジネスと人権に関する行動計画の指針」(201 6年)記載の通り、政府の企業に対する期待を明確にした上で、各指導原則に関し、政府の現在の行動や将来の計画を整理することを検討して頂きたい。
- ・ 昨年度開催された「ジェトロ SDGs 研究会」では、日本企業の SDGs 対応の守りの 側面として人権課題への対応の必要性が共有された。行動計画策定にあたって、 SDGs 実施との関係性を整理することも検討頂きたい。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- ・ 作業部会を含む行動計画策定の全体のタイムスケジュールを示して頂きたい。
- 我が国の行動計画について、行動計画期間を「5年を想定」すると、政府より説明 があったが、見直しの実施方法や担保方法を示して頂きたい。
- 行動計画に盛り込むべき行動の論点の整理では、「国家の義務」として企業に対する支援や官民連携も含まれるべき。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー)

- 指導原則等に鑑みれば、企業活動における「人権への負の影響」を政府が認識し、その改善のための行動を採ることが基本となると考えるところ、日本の行動計画において「人権への負の影響」に言及すべきである。
- 現在の政府の説明では負の影響に触れられておらず、他方、課題としてビジネスと人権に関する社会全体の意識不足が挙げられている。意識不足の改善が負の影響の除去につながるのか、そのつながりと効果が測定可能なのか、行動計画のモニタリングの段階でも問題となるため、検証の必要がある。
- 国別行動計画は、政府によるビジネスと人権に関するコミットメントが中心的な要素となると考える。国際的なレベル・プレイング・フィールドの確保の推進のため、日本の行動計画において、特に1998年の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を含む、中核的労働基準に対するコミットメントを明記すべき。

- ・ 国内と国外のサプライチェーンは問題の性質が異なるため、分けて議論すべき。
- ・ 政策の一貫性担保のため、行動計画の署名主体について確認したい。
- ・ 行動計画に盛り込むべき行動を検討する際の分野に関して、平等をテーマとして 追加すべきである。平等は、外国人労働者や男女平等に関する課題も幅広くカ バーするテーマであり、中核的労働基準の一つであるという点で重要性が高い。
   (松岡秀紀 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事)
- 「行動計画期間5年を想定」と説明されているが、5年たてば改定するのか、あるいは5年で終わりなのか、を明確にして頂きたい。改定は、「ビジネスと人権に関する国別行動計画の指針」でも「不可欠の要件」とされている。
- 指導原則8では、政策の一貫性が重要とされており、政府の中で認識をしっかり 持つということも書かれている。国民、企業、消費者に加えて政府、地方公共団 体での理解促進と意識向上も入れるべき。
- 他方で、ビジネスと人権に関する意識向上は前提条件であり、極めて重要だが、
   人権への負の影響やギャップの特定から導かれるものではなく、また非常に時間がかかるものであるため、優先分野の一つとすることには違和感がある。
- ・ 指導原則は国家の人権保護義務と企業の人権尊重責任を求めており、責任を 負う企業と権利保持者の国民を一緒にして意識不足を記載することは要回避。
- 消費者への負の影響を踏まえ、行動計画において、「サプライチェーン」が下流を 含む概念か、「バリューチェーン」を使用すべきか等、用語の定義を明確にすべき。

(銭谷美幸 第一生命保険(株)運用企画部長兼責任投資推進部長)

- ・ ビジネスと人権に関する意識の醸成の対象について、国全体で本分野に取り組 むため、民間の企業だけでなく、政府関係法人を明記頂きたい。
- 特に女性活躍に関して実績面で国際比較において遅れていると認識している。
   我が国の行動計画においても、それらの取組を明記頂ければ有難い。
- ビジネスと人権に関する課題は幅広いものと承知している。作業部会では、議論の範囲を限定しないと、議論が進まないという懸念がある。細かい点については、関係府省庁で検討することとするのも一案。
- 日本企業の問題について取り上げられた事例があるが、海外からはガバナンスの問題というよりは、外国籍労働者に対する人権問題と受け止められており、優秀な人材に日本に来てもらう為にも認識を持ってほしい。

(片山銘人 日本労働組合総連合会国際局長)

- ・ 指導原則に沿うのであれば、国際基準で労働者の保護を考えていく必要がある。 現在 ILO105号条約及び111号条約を日本が未批准であることは問題と考える。
- ・ 行動計画においては、女性、障害者、LGBTを重要課題に盛り込むべき。

(長谷川知子 (一社)日本経済団体連合会 SDGs 本部長)

・ ビジネスと人権に関する意識の醸成の対象について、「国民,企業,消費者」を

並列するのではなく、企業と国民全体は分けた方が良いと考える。

- 経団連をはじめ、各種アンケート結果でも、指導原則が日本企業に殆ど周知されていないという現状を踏まえれば、その意識向上が優先課題となることに違和感はない。理解促進の対象としては、政府や地方自治体も含むべきである。
- ・ 行動計画において、女性、障害者、LGBT を重点的な取組として取り入れた方が 良い。個人的には、外国人労働者(技能実習生を含む)も議論して良いと考える。
   (斉藤一降 中小企業家同友会全国協議会事務局次長)
- ・ 行動計画の策定にあたっては、そのプロセス自体も非常に重要であると考える。
   多様なステークホルダーが本行動計画に関与することで、本行動計画の普及・活用に繋がると考えられ、策定過程で多くの意見を募る機会を設けて頂きたい。
   (外務省)
- 今後のプロセスについては、6月18日の諮問委員会の場で、行動計画における 優先分野に関する案を提示する予定。その後、作業部会を開催しながら、行動 計画の要素を検討する。また、行動計画第1次案に対し、意見公募手続制度の 活用を検討しており、地方でのコンサルテーションの機会を設けることも検討中。
- 5年という行動計画期間内のモニタリング方法や時期は、行動計画の中身として
   今後、議論していく。
- ビジネスと人権に関する意識の醸成の対象について、地方自治体を明記するか
   どうかについては検討する。
- 女性、障害者、LGBT、外国人等については、広い意味で「労働」の中に包含されるという趣旨。労働関係については、大枠の中でどのように取組を実施していくかという点が課題と考えており、特出しして対処すべきかについては議論の余地がある。また、女性や障害者については、別途基本計画等に基づく施策が実施されているため、その議論とは別に行動計画で言及する必要があるかを考えたい。
- ベースラインスタディでは、「法の下の平等(障害者, LGBT, 女性)」、「労働(児童, 外国人労働者(外国人技能実習生を含む))」となっており、これらの表記を参考 にするのが良いのではないか。

(法務省)

- ・ 情報開示や ESG 投資に関し意見が出されたが,本件は,他の会議体で議論され ており,我が国の行動計画の中で扱うかどうかの検討は慎重に行う必要がある。 (外務省)
- 国内については、国内法令を遵守することが大前提であり、焦点を当てるべきは、
   国境を越えるイシュー等、国内法令遵守では拾い切れない問題であると考える。

#### 4. 閉会挨拶

(了)

# 第1回「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会」 出席者一覧

ステークホルダー		
氏名	所属·役職	
氏家 啓一	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長	
片山 銘人	日本労働組合総連合会国際局長	
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会事務局次長	
銭谷 美幸	第一生命保険(株) 運用企画部長兼責任投資推進部長	
高橋 大祐	日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事	
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー	
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会 SDGs 本部長	
松岡 秀紀	ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム副代表幹事	
オブザーバー		
荒田 有紀	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会持続	
	可能部長	

参加府省庁	
省庁名	課·室
内閣官房	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
	事務局
内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)付
内閣府	男女共同参画局推進課
警察庁	長官官房企画課
金融庁	総合政策局総務課
金融庁	企画市場局企業開示課
消費者庁	消費者政策課国際室
総務省	大臣官房総務課
総務省	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
法務省	大臣官房国際課
外務省	総合外交政策局人権人道課
外務省	国際協力局事業管理室
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省	大臣官房国際課国際戦略室
スポーツ庁	国際課
厚生労働省	大臣官房国際課
農林水産省	国際部国際機構グループ
経済産業省	通商政策局国際経済課
国土交通省	総合政策局国際政策課
防衛装備庁	調達管理部調達企画課